

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案要綱

第一 内閣府関係（第一章関係）

一 健康増進法の一部改正（第一条関係）

1 食品の特別用途表示の許可を受けようとするときの内閣総理大臣への申請書の提出に係る都道府県知事の經由事務を廃止すること。

2 その他所要の改正を行うこと。

二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一

部改正（第二条関係）

1 幼稚園の教諭等の免許状を有する者又は保育士の登録を受けた者が、幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることができる特例の期間を五年から十年に延長すること。

2 旧免許状所持者が更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を超過した場合にあっても、保育士の登録を受けていれば、幼保連携型認定こども園の保育教諭等になることができる特例の期間を五年から十年に延長すること。

第二 総務省関係（第二章関係）

一 地方独立行政法人法の一部改正（第三条関係）

公立大学法人が、大学等の設置及び管理等の業務（これに附帯する業務を含む。）の遂行に支障のない範囲内で、その対価を教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、土地等の貸付けができるようにすること。

第三 文部科学省関係（第三章関係）

一 教育職員免許法の一部改正（第四条関係）

保育士の登録を受けている者に対し、教育職員検定により幼稚園の教諭の免許状を授与する場合における学力及び実務の検定に関する特例の期間を五年から十年に延長すること。

二 社会教育法、図書館法、博物館法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（第五条から第八条まで関係）

1 地方公共団体が設置する図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関の設置、管理及び廃止に関する事務を、条例で教育委員会から地方公共団体の長へ移管することを可能とすること。

2 その他所要の改正を行うこと。

第四 厚生労働省関係（第四章関係）

一 児童福祉法の一部改正（第九条関係）

市町村（特別区を含む。）が放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例で基準を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

二 介護保険法の一部改正（第十条関係）

全ての事業所が一の中核市に所在する介護サービス事業者（指定地域密着型サービス事業又は指定地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者を除く。）に係る業務管理体制の整備に関する事項の届出等に係る事務・権限を中核市の長が行うものとする。

第五 経済産業省関係（第五章関係）

一 火薬類取締法の一部改正（第十一条関係）

1 実包等の火薬類を譲り受ける際の都道府県公安委員会の許可について、都道府県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者が、鳥獣の捕獲をする目的で一定数量以下の火薬類を譲り受ける場

合には、不要とすること。

2 その他所要の改正を行うこと。

第六 国土交通省関係（第六章関係）

一 建設業法の一部改正（第十二条関係）

二 以上の都道府県の区域内に営業所を設けて建設業を営もうとするとき等の国土交通大臣への許可申請等に係る都道府県知事の経由事務を廃止すること。

二 建築士法の一部改正（第十三条関係）

1 都道府県は、都道府県建築士審査会の委員の任期を、二年を超え三年以下の期間で条例で定めるところができるものとする。

2 その他所要の改正を行うこと。

第七 その他（附則関係）

一 この法律は次に掲げる事項を除き、公布の日から施行するものとする。

1 健康増進法の一部改正等 公布の日から起算して三月を経過した日から施行

- 2 火薬類取締法の一部改正等 公布の日から起算して六月を経過した日から施行
- 3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正等 平成三十二年四月一日から施行
- 4 介護保険法の一部改正等 平成三十三年四月一日から施行
- 二 所要の経過措置を規定すること。
- 三 政府は、一 の 3 に掲げる規定の施行後三年を目途として、第四の一による改正後の児童福祉法の規定の施行の状況について、放課後児童健全育成事業の適切な実施並びに当該放課後児童健全育成事業の内容及び水準の向上を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 四 所要の規定の整備を行うこと。